

令和7年7月20日

本連盟加盟校・関係各位

全日本学生弓道連盟

会長 増田 規一郎

執行委員長 林 健介



安全に関する注意喚起

平素より全日本学生弓道連盟の活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、本連盟加盟校の地区大会における飲酒をしての行射が確認され、中央委員会において当該加盟校に本連盟規約第21条に基づく懲戒処分が下されることとなりました。

飲酒をしての行射に限らず、このような弓道人としての安全意識を著しく欠如した行為は、決して許されるものではなく、本連盟として今後も厳正な対応を行って参ります。

元来弓は狩猟や戦争の道具であり、現代においてもその使用者には高い倫理観と安全意識が求められるということは言うまでもありません。我々弓道人は、弓具を扱う事リスクと責任を深く理解してはじめて、極めて危険性の高いこの武道を競技として楽しむことができるのです。

本連盟加盟校においては、大会中に限らず、各校での活動、外部道場での活動、その他あらゆる場面において、適切なリスク管理と安全意識の向上を講じることを強く求めます。特に各校指導者・幹部は、所属部員が下記の事項を必ず厳守することを指導し、また、その事項が守られていることを確認して下さい。更に、部活動組織全体としてのコンプライアンス向上のための雰囲気醸成に努めて下さい。

- ・ 弓矢を稽古、競技等の目的以外で使用しないこと。
- ・ 矢の発射の有無に関わらず、弓矢を人や動物に向けないこと。
- ・ 安全な行射のための、道具の管理を徹底すること。
- ・ 矢取りや的中確認時の安全確認に最大限注意すること。
- ・ 飲酒した状態や、著しく睡眠が不足した状態、その他判断力が低下した状態での行射・指導・稽古や大会、行事への参加を行わないこと。
- ・ 違法薬物の摂取、喫煙、飲酒、移動時の交通等に関する各種法令を遵守すること。

以上、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。